

「社会に開かれた学校教育創造事業」業務委託仕様書

1 業務名

「社会に開かれた学校教育創造事業」業務

2 事業の背景及び目的

令和7年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査の結果、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した香川県の小学校6年生は75.6%、中学校3年生は73.9%であり、全国平均（小学校6年生80.3%、中学校3年生77.7%）をいずれも下回っている。また、同調査のこれまでの回答の推移によると「平日、学校以外で1日当たり1時間以上勉強している」と回答した香川県の小学校6年生と中学校3年生は全国平均と同様の傾向がみられるものの、直近3年間で小学校は10pt以上、中学校は5pt以上低下している。そして、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と肯定的に回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均と同等であり、それぞれ増加傾向にあるものの中学校においては、8割に達していない状況である。児童生徒の「確かな学力」を身に付けていくためには、教員の授業力を向上していくことに加え、学校教育に民間等の力を最大限に活用することにより、子どもたちの学びを広げていくことが必要である。また、社会のつながりの中で学ぶことで、子どもたちは、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができることを踏まえ、社会との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」を実現していく必要がある。

そこで、民間事業者のノウハウや活力を活用して長期休業中の講座や土曜講座などを開設し、学校のカリキュラム外で、知的好奇心を刺激する複数のテーマによる講座等を継続的に実施し、モデル校においてその効果の実証研究を推進することをおして、民間と連携し、地域全体で子どもたちの新たな学びの場の確保に向けたモデルケースの構築を目指す。

3 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 委託業務履行場所及び対象

場所：ひとの駅さんぼんまつ（予定）、琴平町立琴平中学校（2会場）

対象：モデル校内の4～6年生の希望児童（想定人数 1会場につき40名程度）

5 委託内容

長期休業中の講座や土曜講座などを開設し、学校のカリキュラム外で、知的好奇心を刺激する講座等の実施、その効果検証を含む。

講座の実施概要、業務内容等は次のとおりとする。

（1）講座の実施概要

○講座：学校のカリキュラム外で、知的好奇心を刺激する複数のテーマによる講座

例）「インプット型」「体験型」「思考力育成型」「実社会・実生活関連型」など

場所：ひとの駅さんぼんまつ（予定）、琴平町立琴平中学校（2会場）

対象：モデル校内の4～6年生の希望児童（想定人数 1会場につき40名程度）

- 年間実施回数：各会場ごと年間 20 回程度
- 講座実施時期：①令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 2 月 14 日を基準期間とする。
夏季休業時を除き、原則として土曜日に実施
- ②基準期間内において、各校と調整した実施日に実施すること。
- 実施時間：土曜実施（通常時）：2 時間程度 夏季休業時：3 時間程度
この時間を超える講座の実施も可とする。

（2）業務内容

①参加者の募集・申込受付

- ・民間事業者決定後、速やかに、県教育委員会、市町教育委員会、各学校との打合せを行い、各学校を通じて、保護者説明会等の場を設定し、事業の内容について説明すること。
(ex. 授業参観や PTA 総会等の機会を活用)
- ・参加者の募集にかかる案内文書を作成し、該当学年の児童に学校を通じて配布すること。
- ・対象学年及び人数は 5 (1) 講座の実施概要を基本とし、対象学校は東かがわ市立及び琴平町立の小学校のみとすること。
- ・参加申込受付業務を行い、定員を超えての応募があった場合は、県教育委員会と協議の上で参加者の決定を行うこと。

②講座開設

- ・子どもの学習意欲の向上に効果をもたらすもの
- ・子どもの家庭学習の定着に効果をもたらすもの
- ・知的好奇心を刺激する多様なテーマの講座が年間をとおして計画的に設けられるもの
- ・学年に関係なく参加することができるもの
- ・講座実施の従事者は、学習支援、指導実績のある指導者を配置すること。
- ・講座で使用する教材等に関し、保護者負担はなしとすること。
- ・開設講座の内容、実施場所、実施時期、実施時間等については、受託決定後、実証市町教育委員会及び実証校、県教育委員会との協議に応じること。
- ・インターネット通信を必要とする講座を開設する場合は、通信環境を整備すること。なお、学校が児童に貸出している 1 人 1 台端末及び校内 Wi-Fi は、実証校及び実証市町教育委員会と協議のうえ、使用可能とする。
- ・通学方法については、保護者の責任で徒歩・自転車・バス・保護者送迎とする。

③効果検証

ア 本事業の効果の検証及び分析を行うこと。

- ・学習意欲への影響
- ・学習習慣の定着
- ・調査結果を分析し、本事業の効果と課題をみとる

イ 本事業の成果報告

- ・分析したデータに基づき、実証校、実証市町教育委員会、県教育委員会に対してデータ提供、分析結果の提示等を行うとともに、本事業の成果と課題について、県教育委員会が開

催する成果報告会等において報告すること。

- ・12月25日に県教育委員会が主催する「香川の教育づくり発表会」において、取組みの概要や成果等について、市町教育委員会及び各学校に向けて発表を行うこと。

④ 参加者の管理・保護者からの相談対応

ア 管理

- ・参加者の成績管理、安全管理、教室内の規律維持を行うこと。
- ・参加市町の学校開放の条件等に従って、防犯・安全確保に努めること。

イ 連絡調整

- ・参加児童の保護者からの欠席・遅刻連絡に対応すること。
- ・実施に関する質問やトラブル等に対応するための体制を整備すること。
- ・保護者等からの相談については、真摯に対応し、緊急性を有するものについては、速やかに県教育委員会に報告すること。
- ・参加者ならびにその保護者と従事者間のトラブル・苦情等については、事業者が責任を持って対応すること。また、内容については県教育委員会に速やかに書面にて報告すること。緊急性のある事案については、書面での報告の前に、速やかに連絡すること。
- ・午前6時30分（午後からの講座の場合は午前10時30分）から講座開始時刻までの間に、実施中学校区に該当する地域に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、講座の開設を中止し、速やかに参加児童の保護者へその旨を連絡すること。講座を中止した場合は、追加料金なく振替日を調整すること。
- ・実施中学校区に該当する地域で震度6以上の地震が発生した場合、発生から24時間以内に始まる講座は開設せず、その旨を保護者へ連絡すること。講座開設中の場合は、直ちに講座を取り止め、安全措置を取った上で、その後の対応について参加児童の保護者へ連絡すること。

ウ 緊急時の対応及び事故等の報告

- ・受託者は、事故及び異常気象時等には適切な措置を行うこと。
- ・講座開講中に事故等があった場合は、受託者は直ちに責任をもって適切な措置を講じるとともに、速やかに処理内容等を書面で県教育委員会に報告すること。緊急性のある事案については、書面での報告の前に、速やかに連絡すること。
- ・傷害保険等、教室内での事故等への対応を行うこと。

※受託者は、本業務中における事故の予防および発生した事故について必要な措置をとらなければならない。必ず、参加者傷害保険や賠償責任保険等に加入し対策をとること。なお、事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。

⑤ 本業務は以下の要件を満たすこと

- ・県教育委員会との協議を踏まえ、入会・退会の方法、講座の概要、事故時の対応などをまとめた利用規約を定め、安全・安心な運営に努めること
- ・講座開始に向けての事前協議（実証校、実証市町教育委員会、県教育委員会）に県教育委員

会からの要請に応じて参加すること

- ・その他、県教育委員会が必要と認め、受託者が合意した業務を行うこと

6 契約締結後の事業計画

- | | |
|--------|---------------------------|
| 4～5月 | 実証校、実証市町教育委員会と協議、参加者募集 |
| 6月上旬頃 | 講座開始（～2月中旬頃まで） |
| 12月25日 | 香川の教育づくり発表会で取組みの概要や成果等の発表 |
| 全講座終了後 | 調査結果分析（各校、県全体）及び事業報告書等の送付 |

7 受託者の負担する経費

受託者の負担する経費は、次のとおりであり、これらはすべて当該業務委託料に含まれるものとする。

- (1) 講座開設及び運用（参加児童の保険料、教材費、講師旅費・謝金等を含む）に関する費用
ただし、光熱費等、施設使用に係る費用は除く。
- (2) 県教育委員会が開催する成果報告会における説明に係る経費
- (3) 当該業務委託に係る委託企画費・各種手続き費用
- (4) その他、委託業務の履行に要する一切の費用

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き、守秘義務を負う。このことは、本件委託業務が終了した後も同様とする。
- (2) 事業者は、この業務を遂行するにあたり、個人情報保護に係る法律および参加市町の個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守しなければならない。なお、本業務委託契約の期間が終了し、または契約が解除された後においても同様とする。

9 留意事項

- (1) 受託者は、この委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」とする。）しないこと。一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他発注者が必要と認める事項が記載された書面を提出し、県教育委員会の承認を得なければならない。
- (2) 受託者が参加児童の保護者、学校及び市町教育委員会に送付するものは、すべて事前に発注者にも送付又は周知すること。
- (3) 受託者は、この業務委託に関し、関係法令等を遵守しながら誠実に業務を実施すること。
- (4) 取得作成したデータの所有権は、報告書の提出とともに県教育委員会に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、受託業務責任者を置き、受託業務責任者は、円滑な受託業務の履行を管理し、香川県との連絡にあたること。
- (6) その他、この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、県教育委員会と協議・合意の上、別途定める。

以上